

令和5年3月24日

市内小・中学校 保護者 各位

座間市教育委員会

令和5年4月1日からの市内小・中学校における教育活動および
入学式におけるマスクの取扱い等について

日頃より本市の教育活動に御理解、御協力くださいまして、御礼申し上げます。

この度、神奈川県教育委員会教育長から通知があり、令和5年4月1日からの学校生活においては、3月17日に改訂された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえて感染防止対策をとりながら通常のエ育活動を実施することが示されました。

これを受け、本市の小・中学校では、学校生活を送る中での児童生徒のマスクの着用は、個人の判断に委ねるなどの対応を行いながら、引き続き、感染防止対策をとり通常のエ育活動を実施することとしますので、御理解、御協力をお願いいたします。

5月8日以降の学校教育活動実施にあたっての留意事項等については、改めてお知らせいたします。

【留意事項】

○新型コロナウイルス感染防止については、引き続き配慮をしていきます。御家庭でも登校前の検温や健康チェック等、御協力をお願いいたします。

○学校生活を送る中での児童生徒のマスクの着用は、個人の判断に委ねます。

○本人に発熱、のどの痛み、せき等体調不良の症状がある場合は、自宅で休養し、登校しないことの徹底をお願いします。(感染した場合や濃厚接触した場合と同様、欠席扱いではなく、出席停止扱いとします。)

なお、本人に症状がなければ、同居の家族に症状があっても、登校して構いません。

○コロナワクチン接種については、本人が接種するため登校できない、コロナワクチン接種後の副反応による体調不良のために登校できない場合については、引き続き、出席停止扱いとします。

※マスクの着用については、マスクが着用できない、着用したい、はずせない等、様々な児童生徒がいることを御理解いただき、差別や偏見等につながらないよう、御協力をお願いいたします。

【入学式でのマスクの取扱い等について】

入学式に参加する児童生徒、参列される保護者の皆様について、各学校からの入学式案内にマスクの着用を依頼する内容の記載がされています。しかしながら、この度の通知を受け、入学式での児童生徒、保護者の皆様のマスクの取扱い等については、個人の判断に委ねることとします。

座間市教育委員会 教育指導課 046-252-8732
学校教育課 046-252-8749